

令和5年度 駐車監視員資格者講習の実施について

駐車監視員資格者講習の受講手続

1 申込期間

令和5年11月13日（月）から12月6日（水）まで
（平日 午前8時30分から午後5時15分までの間）

2 受付場所

三重県警察本部1階 交通部交通指導課 放置駐車対策係
（郵送の場合は、**12月6日（水）必着**）

3 受講定員

15人（**受講定員に達した時点で受付を締め切ります。**）

4 必要書類

① 駐車監視員資格者講習受講申込書

申込書は放置駐車対策係の窓口及び県内の各警察署の交通課窓口にて受領できます。またホームページ上から様式をダウンロードすることもできます。

② 写真2枚

申込み前の6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの。うち1枚は受講申込書に貼付してください。

③ 身分証の写し（郵送の場合のみ）

運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの身分証写し
窓口で申込む場合は、本人確認のため提示願います。

④ 手数料 20,000円（三重県収入証紙により申込時に納付してください。）

三重県収入証紙は、三重県内の百五銀行・三十三銀行等で購入できます。

5 講習及び修了考査日程

	日 時	会 場
駐車監視員 資格者講習	令和5年12月11日（月）	三重県警察本部 7階東小会議室
	12月12日（火）の2日間	
	受付開始 8時40分 講習時間 9時00分～18時00分	
修了考査	令和5年12月19日（火）	同 上
	受付開始 9時00分	
	考査時間 9時30分～10時30分	

概要

この講習は、駐車監視員資格者証を取得するため、道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認等の適正な実施に必要な技能及び知識について2日間（計14時間）実施します。さらに修了考査（1時間）を行い、これに合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書が交付され、駐車監視員資格者証の交付申請をすることができます。

※ 駐車監視員資格者証の交付を受けるには講習修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けたうえ、駐車監視員資格者証の交付申請が必要となります。

※ 欠格事由

道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる事項（下記）のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者や暴力団関係者、アルコール・覚醒剤等の中毒者などに該当する者
- ・ 過去に駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

※ 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできません。

問合せ先（書類送付先）

〒 514-8514

三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部 交通指導課 放置駐車対策係

（059）222-0110

（内線 5140・5141）